

取調べに係る事項を記載した書面の保管に関する訓令

〔平成20年5月13日〕
警察庁訓令第8号

改正 令4.3 警察庁訓4号

捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第20条に規定する捜査主任官をいう。）は、関東管区警察局長又は警視総監、道府県警察本部長若しくは方面本部長若しくは警察署長の命を受け、取調べ警察官が被疑者又は被告人の取調べについてその供述の内容、取調べの状況その他取調べに係る事項を記載した書面（当該取調べ警察官が専ら自己が使用するために作成したものであって、他人に見せ、又は提出することを想定していないものを除く。）であって、捜査指揮のため、又は公判の審理に関する用務に備えるため必要があると認めるものを、必要と認める期間、事件ごとに適切に保管しなければならない。

附 則

この訓令は、平成20年5月13日から施行する。

附 則（令和4年警察庁訓令第4号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。